

## 職場意識改善計画

平成23年5月 13日

取組事項	具体的な取組内容
<b>1 実施体制の整備のための措置</b>	
①労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの機会の整備	(1年度目)  職場内の話し合いの機会を整備するため、年2回（10月と1月）に毎月実施する全体ミーティングにおいて、職員と労働時間等設定改善に向けて話し合いを設ける。
	(2年度目)  職場内の話し合いの機会を整備するため、年4回（6月、8月、10月、12月）に毎月実施する全体ミーティングにおいて、職員と労働時間等設定改善に向けて話し合いを設ける。
②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	(1年度目) 職場内における職場意識を改善するため、職員各人からの労働時間等の個別の苦情、意見要望を受け付けるための担当者を選任し、職場内の労働時間等の設定の改善の取組を進めるための意見要望等の受付体制を整備する。要望受付箱の設置を行う。 また、職員に対して受付体制や担当者についてミーティングや回覧により職員に周知を図る。
	(2年度目)  1年目の労働時間等の設定改善の計画及び行動を踏まえ、職員から意見や要望を受け付けるために労働時間設定についてのアンケート調査を行う。担当者は、アンケートを基に2年目の改善計画に向けて、改善策の立案を行う。
<b>2 職場意識改善のための措置</b>	
①労働者に対する職場意識改善計画の周知	(1年度目)  職場内の職員に対して、職場意識改善計画の周知を図るため、職場意識改善計画を職員全員に回覧する。
	(2年度目)  職場意識改善計画を自社ホームページへの掲載を行う。また、1年目の取組み進捗状況及びアンケートによる改善策を職員に周知する為、回覧を行う。
②職場意識改善のための研修の実施	(1年度目)  職場意識改善の必要性や意義について、主に正職員に対して周知を図るため、外部講師により職場意識改善に関わる研修会（ワークライフバランスについて）を最低1回開催し、まず管理職の意識啓発を図る。
	(2年度目)  前年度の研修結果を踏まえ、外部講師により全職員を対象とした研修会を最低1回開催することにより、職場全体の意識改革を図る。

## 職場意識改善計画

取組事項	具体的な取組内容
3 労働時間等の設定の改善のための措置	(注) ①及び②は必ず記載し、③～⑤のうち1つ以上選択してください。
①年次有給休暇の取得促進のための措置	(1年度目) 年次有給休暇の取得を促進するため、年次有給休暇確認制度の導入及び年次有給休暇の計画的付与制度（年間5日以上）の導入実施。また、取得の進んでいない労働者に対して有給取得を呼びかける。
	(2年度目) 1年度目の年次有給休暇取得状況を踏まえ、取得率の低い職員へ取得促進の呼びかけを行い、年次有給休暇の平均取得率が70%以上を目指す。
②所定外労働削減のための措置	(1年度目) ・所定外労働の削減を園長をはじめ、全員で呼びかけを行う。 ・繁忙期には、職員間での応援体制をはかる。 ・業務の洗い出しを行い、作業の効率化・分業化を図る。
	(2年度目) 1年度目の取組実績を分析し、要員配置の見直し、業務内容の見直し等の対策を行い業務体制全般の改善を行う。さらに計画的に効率よくメリハリをつけて仕事を進め、安易な残業をしないよう管理者を含め意識改革する。
③労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	(1年度目) 現在1年単位の変形労働時間制を採用しているが、所定外労働時間の分布状況等を分析し、実負荷に対しての最適化を図る。変形カレンダーの設定、所定労働時間に関して職員の意見や要望を十分にヒアリングし、全体ミーティングで十分な協議の上決定する。
	(2年度目) 1年度目の制度再設定後の運用実績について分析、把握し、更なる最適化を検討する。また、新たな労働時間制度の創設に関して全体ミーティングにおいてさらに検討を継続し、労使間の協議を継続する。
④労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置	(1年度目) 育児・介護休業規程を整備し改定の実施。 地域活動・ボランティアに参加する従業員に配慮した働き方について労働者の要望等を聞きながらその方策について検討する。
	(2年度目) 子の看護休暇及び介護休暇について、法定を上回る制度の見直しを検討する。 地域活動・ボランティア休暇の導入を検討する。
⑤ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	(1年度目)
	(2年度目)
4 制度面の改善のための措置 (注) 3に記載した措置も該当する場合は再掲のこと	(1年度目) 年次有給休暇確認制度の導入及び年次有給休暇の計画的付与制度（年間5日以上）の導入。 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を50%以上に設定。育児介護休業規程の見直しと地域活動・ボランティア休暇制度の導入を検討を行う。